

## 委託仕様書

### 1 対象事業

京都駅構内コインロッカー情報等の一元化発信及び京都駅周辺手ぶら観光サービス窓口の事前予約等システムの構築業務（以下、「本業務」という）

### 2 背景及び目的

- ・ 観光客による大型手荷物持ち込みに伴う市バス車内の混雑の発生や、観光客が大型手荷物を携帯することによる騒音の発生、観光客自身の利便性低下等の課題への対策として、これまで、手荷物の一時預かり・配送サービス窓口やコインロッカー情報を検索できるウェブサイト「HANDS FREE KYOTO」を運用する等、手ぶら観光を推進
- ・ 本事業は、新たに「京都駅構内のデジタルフロアマップ」を導入し、京都駅構内の手ぶら観光サービス窓口等への窓口誘導を強化するとともに、「京都駅構内の手ぶら観光サービスに係る事前予約サービス」を導入し、各窓口での手続きの簡素化及び混雑緩和を図る。
- ・ また、既存の京都観光デジタルマップとも連携することで、利便性の更なる向上を図る。

### 3 事業概要

#### (1) 京都駅構内コインロッカー情報等の一元化発信

京都駅構内のコインロッカーの位置や満空情報、手荷物の一時預かり・配送サービス窓口、公共交通機関等の情報を一元的に発信するとともに、出発地から目的地までの徒歩経路検索も可能な京都駅構内のデジタルフロアマップを導入

#### (2) 京都駅周辺窓口の事前予約システムの導入

新たに手ぶら観光サービスの事前予約システムを導入することで、京都駅周辺の手荷物の一時預かり・配送サービス窓口への利用促進はもとより、各窓口での混雑緩和を図る

### 4 委託業務の内容

受託者においては、以下に掲げる業務を遂行すること。

#### (1) 京都駅構内コインロッカー情報等の一元化発信

ア 京都駅構内のデジタルフロアマップを構築すること

- イ 京都駅構内のデジタルフロアマップの範囲は、京都駅構内（地下2階から地上2階まで）とすること
- ウ 京都駅構内のデジタルフロアマップの構築に当たっては、コインロッカーの位置・満室空室情報はもとより、公共交通機関情報や店舗情報に加え、出発地から目的地までのルート検索機能を搭載すること
- エ 京都駅構内のデジタルフロアマップのスポット登録、更新及び維持管理等を行うこと
- オ 京都駅構内のデジタルフロアマップ構築に当たり、関係事業者との調整や必要な契約手続き等を行うこと
- カ 令和7年秋の観光シーズン前（令和7年11月頃）までに構築すること
- キ 掲載する情報等は、委託者及び関係事業者と協議のうえ、決定すること

## **(2) 京都駅周辺窓口の事前予約システムの導入**

- ア 新たに構築する京都駅構内のデジタルフロアマップ等において、京都駅周辺の手ぶら観光サービス窓口の事前予約システムを構築すること
- イ 当該サービスの導入対象窓口は京都駅周辺を中心とすること
- ウ 関係事業者と協議のうえ、必要に応じて事前決済も備えること  
なお、事前決済を導入する場合、決済基盤等も整備すること
- エ 手ぶら観光サービス窓口情報の登録、更新及び維持管理等を行うこと
- オ 事前予約システムの導入に当たり、関係事業者と調整及び必要な契約手続きを行うこと
- カ 令和7年秋の観光シーズン前（令和7年11月頃）までに導入すること
- キ 各種仕様に関しては、委託者、関係事業者と協議のうえ、決定すること

## **(3) その他、委託者が受託者に求める業務**

## **5 本業務の実績報告等**

本業務における成果物や取り組んだ内容を取りまとめた実績報告書及び収入・支出内容に関する関係書類（経費精算書・証憑書類等）については、令和8年3月31日（火）までに委託者に提出すること。

## **6 注意事項**

- (1) 事業の円滑かつ効率的な進捗を図るため、委託者と綿密な連携を図りながら本業務を進めること。

- (2) 本業務を遂行する上で生ずる成果物についてのすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、無期限に委託者に帰属する。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。
- (4) 受託者においては、本業務の遂行にあたり、関係法令を遵守すること。
- (5) 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、受託者と協議のうえ、決定する。